

令和 6 年 9 月

(第 1 回)

京 都 府 教 育 委 員 会 会 議 録

1	開 会	令和 6 年 9 月 9 日	午後 2 時
	閉 会	令和 6 年 9 月 9 日	午後 3 時 7 分

2 出席委員等

前 川 教 育 長 小 畑 委 員 千 委 員

安 岡 委 員

3 欠席委員

藤 本 委 員 鈴 鹿 委 員

4 出席事務局職員

大 路 教 育 次 長

村 山 教 育 監

仲 井 管 理 部 長

相 馬 指 導 部 長

高 橋 管 理 部 理 事

井 上 保 健 体 育 課 長

山 本 総 合 教 育 セ ン タ ー 所 長

瀬 津 総 務 企 画 課 課 長 補 佐 兼 係 長

中 村 総 務 企 画 課 主 事

5 議事の概要

(1) 開会

教育長が開会を宣言

(2) 前会議録の承認

8月分の会議録について、全出席委員異議なく、これを承認した。

(3) 報告事項

ア 令和6年度京都府いじめ調査（1回目）の結果について

【村山教育監の報告】

○ まず、資料2頁を御覧いただきたい。

調査対象は、2に記載のとおり、京都市を除く府内公立学校の全児童生徒を対象とし、調査方法は、3に記載のとおり、アンケート調査及び個別の聞き取り調査によるものであるが、小学校低学年及び特別支援学校の児童生徒並びに長期欠席者については、聞き取りのみによる調査や家庭訪問等による調査も可能としており、調査の実施は、4に記載のとおり、1学期に1回目の調査、2学期に2回目の調査を実施している。

調査結果の集計については、5に記載のとおり、調査により認知したいじめについて、解消・未解消・重大事態の区分で集計し、未解消については、その中で更に見守り、要支援、要指導と3段階に分けて集計している。

重大事態は、いじめ防止対策推進法第28条第1項に定める事態で、同項第1号では「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるもの」と定め、同項第2号では「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるもの（「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする）」と定められている。

次に、令和6年度京都府いじめ調査（1回目）の結果について報告する。

資料3頁以降の別紙2を御覧いただきたい。

まず、小中学校（義務教育学校を含む）から報告する。

対象児童生徒数では、学校数290校、在籍者数82,820人、そのうち調査人数は82,425人で全体の99.5%で、残り0.5%は未調査となっている。

未調査者数は、395人（前年度1回目は409人（以降、同様の補足はR5①と表記））で全体の0.5%、前回（前年度2回目）から連続しての未調査者数は169人である。

続いて、認知件数及び解消・未解消件数について報告する。

小学校では、認知件数8,971件（R5①8,805件）、調査児童数54,544人（R5①55,803人）の16.4%（R5①15.7%）であり、前年度1回目より166件増加し、調査児童数に対する割合も増加している。

解消件数は34件で、認知件数の0.4%である。

未解消の区分では、見守り6,542件、要支援1,143件、要指導1,252件で見守りの状態が一番多くなっている。

小学校における重大事態認知の報告はなかった。

中学校では、認知件数899件（R5①1,042件）、調査生徒数27,881人（R5①28,415人）の3.2%（R5①3.7%）で、前年度1回目より143件減少しており、調査生徒数に対する割合も減少している。

解消件数は4件で、認知件数の0.4%である。

未解消の区分では、見守り636件、要支援146件、要指導113件で見守りの状態が一番多くなっている。

中学校でも重大事態認知の報告はなかった。

児童生徒1,000人当たりの認知件数は、小学校164.5件で、前年度同時期より6.7件増加、中学校32.2件で、前年度同時期より4.5件減少となっている。

続いて、いじめの態様について報告する。

小中学校とも、前年度同様、1番多いのが、①の「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことが言われる。」で、小学校4,973件（R5①4,983件）、中学校623件（R5①711件）である。

⑨の「その他」の主な内容は、「嘘をつかれる。」「勝手に私物に触られたり、使われたりする。」「睨まれたり、避けられているように感じる。」等で①から⑧に分類できないものである。

いじめの態様については、ほぼ例年と同様の傾向を示している。

続いて、未調査者の状況について報告する。

小学校における未調査者233人の主な理由は、「フリースクール等の学校以外の施設に通所」が172人で全体の73.8%（R5①178人、全体の72.1%）となっている。

中学校における未調査者162人の主な理由にあっても、「フリースクール等の学校以外の施設に通所」が87人で全体の53.7%（R5①88人、全体の54.3%）となっている」。

「その他」については、小中学校ともに主な理由としては「家族で外国に在住しているため」等である。

次に、高等学校、特別支援学校の令和5年度京都府いじめ調査（1回目）の結果について報告する。

資料4頁を御覧いただきたい。

アンケート調査の実施状況では、高等学校は、在籍数28,448人、そのうち調査人数は28,355人で全体の99.7%、特別支援学校は、在籍者数1,802人、そのうち調査した者は1,788人で全体の99.2%である。

続いて、認知件数及び解消・未解消件数について報告する。

高等学校の認知件数は、210件で、昨年度同時期より42件増加している。

高等学校の解消件数は12件、認知件数の5.7%であり、未解消の区分では、見守りが90件、要支援が61件、要指導が47件である。

特別支援学校の認知件数は、小学部・中学部・高等部を合わせて84件で、昨年度同時期より30件増加している。

特別支援学校の解消件数は10件、認知件数の11.9%であり、未解消の区分では、見守りが42件、要支援が18件、要指導が14件である。

児童生徒1,000人当たりの認知件数は、高等学校7.4件で、昨年度同時期より1.5件増加、特別支援学校47件で、15.9件の増加となっている。

重大事態については、高等学校で1件の報告を受けている。

特別支援学校での重大事態の報告はなかった。

続いて、いじめの態様について報告する。

高等学校は、各課程を合わせ、1番多いのが、①の「ひやかしやからかい、悪口や脅かし文句、嫌なことを言われる。」が141件（R5①101件）である。

特別支援学校においても、1番多いのが、①の「ひやかしやからかい、悪口や脅かし文句、嫌なことが言われる。」が49件（R5①22件）である。

続いて、未調査者の状況について報告する。

主な理由としては、高等学校全日制では「進路変更（転学・退学）の手段中である。」が32人で全体の36.8%（R5①12名、16.4%）である。

特別支援学校では、「保護者や本人が調査に応じられる状況にない。」が7人で全体の50%（R5①50.0%、2名）である。

以上が、校種別のいじめ調査の集計結果の概要である。

なお、末尾に令和4年度2回目以降との対比資料を付けているので、御参照していただきたい。

全体を通じた分析としては、京都府の認知件数は全国平均と比較して多い訳であるが、毎回報告しているとおり、いじめを初期の段階で丁寧把握して、適切な対応につなげることを基本姿勢として取り組んでおり、各学校でこうした認識の下で積極的な認知に取り組んだ結果、一定の件数に結びついていると分析しており、引き続きこの観点を踏まえて対応していきたいと思っている。

また、未調査者は、未調査は背景に様々な問題を含んでいる可能性があり、これまでから減らすように指導してきたところであり、今後も、引き続きこの観点を大切にしながら、状況を把握できるよう努めたい。

【質疑応答】

○ 安岡委員

高等学校及び特別支援学校については、認知件数が前年度同時期より増加しているが、方法が変わったのか。

○ 村山教育監

いじめの調査方法、把握の仕方、認知の考え方に変更はない。

繰り返しになるが、可能な限り早期に丁寧に拾い上げ、早期に対応して、重大化しないようにするといった姿勢で取り組んできた結果、今回も全国と比べて多くの認知件数となっていると考える。

増減の原因を特定することは難しいが、経年で傾向を掴みながら対応していくことが大事と思っており、引き続き積極的な認知の姿勢は崩さず、取り組んでまいりたい。

○ 小畑委員

毎年度の結果を、どのように評価すればよいか。

○ 村山教育監

改善傾向にあると言いたいですが、時々の変因で変わることもあり、一概に経年の傾向を掴んで改善に向かっていると明確に言えない。

しかしながら、重大事態が減少していることについては、重大化を防げているということでもあり、また、未調査数については、不登校児童生徒が年々増える中、減らすことができおり、そこは評価したい。

調査ができていない児童生徒の裏側には重大なことが潜んでいる可能性もあ

るため、教員は未調査児童生徒の状況を掴む努力を行っており、未調査数の件数を減らしている点については、効果が出てきていると分析している。

○ 小畑委員

ハインリッヒの法則で言えば、1件の重大事態の背後には30件、300件の軽微なものがあるのではないかとと言える。

こうした見方を行った場合、重大事態が減少するということは、軽度ないじめも減っていると見られ、この傾向は間違いなく評価でき、是非少なくしていく努力を引き続きお願いしたい。

児童生徒のいじめ自体を減らしていくことが大事であるが、どのようなことに重点を置いているのか。

○ 村山教育監

学校には、いじめ防止の手引きを作って配付している。

例えば、学級経営では、一人ひとりを大切する教育活動を行い、子どもたちが自己肯定感を持ち、一人ひとりに大切にされていると感じられるようにし、人と人のつながりを大切にすることを教え、自他の人権を尊重する児童生徒を育て、授業においても、一人ひとりが尊重されて意見が言えるような授業力を身に付けることが大事であると指導している。

また、道徳や人権教育の中で、いじめは絶対許されないことであると子どもたちに教え、人権的な視点からの教育も進めている。

こうしたベースの上で、児童生徒の情操教育を高めていくものであるが、人間である限り、心身に苦痛を感じる等のいじめの態様は必ず出てくるものであり、教員が気付く感度を上げるとともに、そうした端緒は早期に掴み取り、組織で共有して組織的に対応し、場合によっては専門家も入れた対応などを各種研修や協議会で徹底していくよう、指導している。

○ 小畑委員

1,000人当たりの認知件数でも見られるように、小中高と学年が上がり、年齢を重ねていけば、いじめの認知件数は減っている。

○ 村山教育監

御指摘のとおり、認知件数としては校種が下がるほど多い。

また、いじめの態様では、小中高とも①の「ひやかしからかい等」が多い中、小学校では③の「軽くぶつかられたり等」といったものが次に多いのに比べ、高等学校では⑧の「SNS等」によるものが多くなっており、発達段階に応じて態様には違いがある。

いじめについては、いじめの法律上の定義や枠組みを踏まえ、苦痛を感じているものから早期に丁寧に拾い上げ、早期対応というスタンスである。

○ 小畑委員

8月の教育委員会において、令和6年度全国学力・学習状況調査結果の報告が行われ、その中でいじめの質問調査の結果も報告された。

その質問調査結果で、全国・京都府ともに約3%の児童生徒が「いじめは特にいけないことと思っていない。」と回答していることは非常に驚いた。

そうした児童生徒を限りなくゼロに近づけていくために、どういう対策、どういう教育を行うべきか、そういうことも考えていく必要がある。

○ 村山教育監

御指摘のとおり、いじめに対し、正しく認識していない子どもたちが3%も

いるということで、こういった現状はあらゆる機会を通じて学校に伝え、人権を大切する教育を更に進めていく必要があると思っている。

○ 千委員

いじめは許されず、絶対に阻止しなければならず、学校現場でいじめをなくす努力は必要であるが、昔から未だになくならないのは難しいことだからである。

いじめをなくす努力を行うと同時に、一方で打たれ強い子どもたちを育ててほしい。

○ 村山教育監

繰り返しになるが、学校は切磋琢磨して人格を高めていく場でもあり、その過程では喧嘩や嫌な思いをすることもある。

今の制度上、そうしたこともいじめとして捉えて対応することになっているが、コミュニケーション能力を高め、逞しさや社会で自立して生きていく力を身に付けていく観点も大事だと思う。

また、そのことは家庭教育や幼児期間の生育の在り方等も関係し、様々な背景が重なってくる問題でもある。

御指摘の点は、重要な観点と受け取り、そういうことも踏まえながら、今後もしじめ対策に取り組んでいきたい。

○ 安岡委員

特別支援学校の認知件数は、前年度同時期の54件から約1.6倍増え、84件となっていることについて、丁寧に拾い上げた結果、こうなったのであれば、教員が手厚く対応していることと思う。

特別支援学校には自身の意思を伝えることが困難な児童生徒も多く、難しいところもあるが、引き続きしっかりと見守ってほしい。

○ 村山教育監

特別支援学校については、全体の母数が少なく、その時々によって、認知比率に大小が生じるが、今回は確かに増加している。この要因を特定することは難しいが、よく捉えれば、教員が丁寧に拾い上げ、早期発見に努めたものと考えられる。

御指摘のとおり、特別支援学校では自身の意思をしっかりと伝えることに困難を抱えている児童生徒も多く、より丁寧に見守る必要がある。

また、特別支援学校は複数担任制であり、複数の担任がそれぞれ違った観点で見るよう気を付けているが、より丁寧に把握できるよう、御指摘の点は改めて啓発していく。

イ 京都府子どもの読書活動推進計画の改定について

【相馬指導部長の報告】

○ まず、計画改定の趣旨を報告する。

本府では、国の「子どもの読書活動の推進に関する法律」及び「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を踏まえ、「京都府子どもの読書活動推進計画」を策定し、家庭、学校、地域社会が連携・協働しながら、子どもの読書活動について取組を進めている。

こうした中、現行計画が今年度に計画期間が満了となることから、令和5年

3月に国において閣議決定された「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の内容も踏まえ、計画の改定を進めてまいりたいと考えている。

新たな計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間の計画とし、改定に当たっては、学識経験者のほか、教育委員会関係者で構成する「京都府子ども読書活動推進会議」を設置し、協議・検討してまいりたい。

主な検討内容は3点である。

1つ目の柱の「家庭における読書活動の推進」では、「読書の楽しさを感じ、読書活動に親しめるような情報提供」、「保護者が子どもと一緒に読書に親しみ、興味や関心を引き出す取組への支援」等である。

2つ目の柱の「学校等における読書活動の推進」では、「学校図書館の蔵書の充実」、「読書機会と心の居場所の保障」、「デジタル社会に対応した読書環境の整備」、「取組の好事例の広報」等である。

3つ目の柱の「地域における読書活動の推進」では、「子どもの視点を踏まえた取組やデジタル社会などへの対応、図書館における読書環境の充実」、「読書に親しむ活動への支援」等である。

今後のスケジュールについては、9月府議会で概要の報告、12月府議会で中間案の報告、その後、12月から1月にかけてパブリックコメントを実施して、府民の皆様の御意見を反映した上で、2月府議会において最終案を報告し、3月に教育委員会で議決の上、策定したいと考えている。

【質疑応答】

○ 小畑委員

現行の骨子はどういうもので、どのようなところを改定するのか。

○ 相馬指導部長

今現在は第4次の計画で子どもの読書活動について取組を進めている。

基本的には、その第4次計画の踏襲であるが、国において、新たに加えられた項目があり、その辺りを改定の中で生かしていきたいと思っている。

○ 小畑委員

4の新たに京都府の計画に盛り込む内容において、(1)の「家庭における読書活動の推進」は非常に大事なことであるが、現行計画にこうした項目が入っていないのか、それとも、項目は既に入っている中で更に肉付けしていくということか。

○ 相馬指導部長

現在も取り組んでいるが、数値目標を設けている中で達成できていない項目もあり、達成に向けた具体的な方策について、検討会議で議論していただきたいと思っている。

○ 前川教育長

改定の目玉は、デジタル社会に対応した読書環境の整備・充実である。

○ 相馬指導部長

新しく付け加わったのは、デジタル社会への対応である。

○ 安岡委員

5年間の推進計画であるが、中間見直しもあるのか。

○ 中村学校教育課長

基本的には5年ごとの改定であり、中間で見直すことはしていない。

しかしながら、改定前には、有識者会議を設け、現状の分析や今後の方向性の検討等の議論は1年から2年かけて検討している。

○ 安岡委員

デジタル社会は今になって始まったものではないが、今回始めて骨子にそういう言葉が入ったのか。

○ 中村学校教育課長

現行計画においても、デジタルが進んでいる社会だからこそ、読書の大切さを教えようという内容は書かれている。

この間、GIGAスクールの流れがあり、学校にも1人1台端末が整備されるなど、そういった環境の変化もあり、国の新たな計画においても、よりデジタルを読書の中に位置付けていこうということで特に今回強調されたということである。

○ 安岡委員

改定計画にはそういった趣旨をしっかりと書いていただき、計画倒れにならないように願います。

○ 小畑委員

一般的に、こうした施策は、国の方針があって、自治体はそれに沿って計画するようになっているが、例えば、京都府としては、伝統と文化を持ち備えた京都らしさを出し、先進的に取り組むものなど、他府県にないものを強調していけば、より良い計画が策定できるのではないか。

○ 中村学校教育課長

具体的な中身は、有識者議論に基づき、作り込んでいくことになるが、当然に京都らしさのほか、昨年の読書活動の調査結果を踏まえた課題や良いところをしっかりと加えていきたいと考える。

○ 千委員

国はデジタル書籍を推奨する方針か。

○ 中村学校教育課長

デジタル書籍を推奨するというよりは、どのように使いこなすのかということである。

当然、発達の段階によってアナログ、デジタルに良い点があり、大人になれば、両方を使いこなすようになるため、よって、どちらも使いこなせる力を高校生位までに順序立てて育んでいくことが大事と思っている。

ウ 令和6年度全国高等学校総合体育大会優勝等について

エ パリ2024オリンピック（パリオリンピックに係る京都府にゆかりのある選手）について

【井上保健体育課長の報告】

○ まず、報告ウの「令和6年度全国高等学校総合体育大会優勝等について」から報告する。

資料1頁に今年度の全国高校総体、いわゆるインターハイの優勝一覧を載せており、御覧いただきたい。

今年度は、福岡県を中心に北九州ブロックで開催されたが、分散開催地として、サッカー女子は北海道、サッカー男子は福島県、ヨットは和歌山県でそれぞれ開催された。

今年の優勝は、団体の府立鳥羽高校が水球で2連覇したのを始め、8競技で優勝し、個人では優勝9種目中、8種目が府立高校（太字）であり、今年も府立高校生が活躍した夏であった。

なお、備考欄の※印は、京都府競技力向上対策本部の強化事業である「京のメダリスト創生事業」の指定選手を示し、中学生から大学生までのトップアスリートに対して強化合宿等への支援を行っているもので、これら優勝を含め、京のメダリスト創生事業からは24名の高校生が入賞を果たした。

また、団体競技にも※印が付いているが、これは団体のメンバーに指定選手が含まれていることを表している。

続いて、資料2頁から4頁に優勝者を含めた8位入賞の一覧を載せており、御覧いただきたい。

2頁上段の団体では、優勝5団体を含め、延べ18団体が入賞している。

2頁中段から3頁にかけては個人であるが、優勝13種目を含め、延べ73種目で入賞している。

4頁の定通制課程では、1団体及び個人2種目で入賞している。

この中には、競技力向上対策本部の事業である「京都きつず」、いわゆる小学校4年生から中学校3年生までの一貫強化システムの修了生が活躍しており、2頁の団体16番の5位・フェンシング・乙訓高校のメンバーを始め、3頁の個人41番・42番・68番のカヌー・丹後緑風高校の才田選手が「京都きつず」修了生であり、高校進学後も大活躍している。

ちなみに丹後緑風高校の才田選手は、9月19日からのカヌー世界大会に日本代表としての参加が決定し、先日、教育長への報告もあった。

続いて、5頁と6頁には入賞数や入賞率の年次推移を載せており、御覧いただきたい。

5頁の入賞数の推移では、折れ線の上が個人競技で、近年の入賞者数は80～100の間での増加傾向ではあったが、今年度は80を切る入賞者数となった。

下の折れ線の団体については、微減ではあるが、これまでと大きく変わらない結果となっている。

6頁には、出場数を分母として、それぞれ団体・個人の入賞数を率で表した入賞割合のグラフを載せている。

個人競技では、先ほどの入賞数の推移のとおり、近年の入賞率は減少している状況である。

以上が令和6年度全国高等学校総合体育大会優勝等についての報告である。

なお、資料7頁から9頁に、参考として、競技力向上対策本部事業の「京のメダリスト創生事業」と「京都きつず」の2事業の概要を付けており、御覧置きたい。

- 次は、報告エの「パリ2024オリンピック（パリオリンピックに係る京都府にゆかりのある選手）について」の報告であるが、ここでは、パリ2024オリンピックにおける京都府にゆかりのある選手の状況と京都府競技力向上対策本部で支援を行っている選手の活躍も合わせて報告する。

まず、資料3頁を御覧いただきたい。

この度のパリオリンピックには、京都府にゆかりのある選手が31名出場し、結果としては、金メダル1個、銀メダル2個、入賞数10という成績はもちろんのこと、出場するという輝かしい姿を見せていただき、府民に夢と感動を与え

たと思っている。

続いて、資料1頁を御覧いただきたい。

京都府ゆかりの選手の中に、京都府競技力向上対策本部が強化のために支援をしてきた選手が6名含まれている。

射撃やバレーボールのように東京オリンピックに続いての2大会連続での出場もさることながら、水球においては、府立鳥羽高校の井上選手が出場し、府立学校の現役高校生としては史上初の出場となった。

レスリングの高谷選手は、府立網野高校出身で高校時代からインターハイ優勝に輝いた選手である。

特筆すべきは、フェンシングの飯村一輝選手で、団体で金メダルを獲得しており、「京都きっず」の修了生でもある。

御承知のとおり、「京都きっず」は小学校4年生から中学校3年生までの一環システムで競技力の強化を図り、オリンピックでのメダル獲得を掲げ、世界で活躍する選手を育成するプログラムであり、この金メダル獲得は競技力向上対策本部の悲願が叶った瞬間でもあった。

先日、飯村選手は、「京都きっず」の現役生の前で金メダルを披露し、子どもたちに夢や希望を諦めずに追いかけることを話している。

先ほども触れたが、「京都きっず」の修了生たちが、国内トップクラスとして、国内最高峰の大会や世界大会で活躍する時期が到来したと感じている。

今年度も小学校3年生を対象とした「京都きっず」のオーディションを10月19日、20日に予定しており、9月19日の参加締め切りを前に9月4日現在で106名の応募となっており、昨年同時期よりも多い状況である。

また、資料1頁の6名の皆さんは、これまでの国民体育大会に京都府代表として出場しており、今年の国民スポーツ大会（国民体育大会から名称変更）は井上選手と飯村選手が出場し、飯村選手にあっては京都府選手団の旗手を務めるなど、京都府の競技力向上に大いに貢献している。

競技力向上対策本部では、国内トップクラスの選手を対象に中学生から大学生までのジュニア層を支援する「京のメダリスト創生事業」、また、大学生や成人の超トップクラスを支援する「トップアスリート・パワフル京都推進チーム」の支援事業を設け、継続した強化を進めており、今後もこれらの成果を励みにしっかりと選手を支えていきたいと考えている。

【質疑応答】

○ 小畑委員

令和4年7月、大山崎体育館で行われたスクールミーティングで「京都きっず」によるフェンシングの練習等を視察したが、「京都きっず」修了生がパリオリンピックで金メダルを獲得するということは素晴らしいことである。

このときのスクールミーティングで練習視察後にコーチや練習生と対話したが、「京都きっず」というものは、スポーツのみに限らず、コミュニケーション能力や英語等も学び、文武均衡のとれたグローバルに活躍できるトップ選手を育成するプログラムであることを改めて認識し、大変良い教育システムと感じた。

そういった教育の中で結果として、スポーツにおいても優勝したというように感じている。

ますます応募者も増えてきているようであり、予算も拡大していただき、より良い施設で質の高い全人格的な教育を更に進めていただきたい。

「京都きっず」の事業は開始されてから何年になるのか。

○ 井上保健体育課長

今年度募集する小学３年生の子どもたちが、第14期生となり、開始から13年経っており、10年から20年にかけての育成となる。

初期の子どもたちは、成人となり、熟練期に入っている。

より逞しくなり、より一層活躍していくことを期待している。

○ 小畑委員

その選手が次は指導者となり、良い循環ができるなど、このプロジェクトは非常に良い効果を生んでいくと期待している。

○ 安岡委員

オリンピックで活躍をするなど、「京都きっず」から花が咲いていくことは素晴らしいことである。

私も、令和４年７月のスクールミーティングで「京都きっず」のフェンシングの練習等を視察したが、普通の体育館で切磋琢磨して練習しているという状況であった。

予算的に難しいところもあるが、更に設備を良くすれば、更に多くの花が開くのではないかと思う。

しかしながら、この取組とその結果は、本当に素晴らしいことであると思っている。

○ 前川教育長

指導体制の充実も含め、今後しっかりと取り組んでまいりたい。

(4) 議決事項

ア 第28号議案 令和６年９月府議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見について【非公開】

イ 第29号議案 京都府公立学校退職教職員表彰（死亡退職）の被表彰者について【非公開】

(5) その他

ア 公開しないこととする議決について

（京都府教育委員会委員会会議規則第15条第１項第１号）

議決事項キについて、全出席委員異議なく、公開しないこととすることを議決

(6) 閉会

教育長が閉会を宣告

署 名

前 川 教 育 長

小 畑 教 育 長 職 務 代 理 者

千 委 員

安 岡 委 員

藤 本 委 員

鈴 鹿 委 員